

貨物運送取扱事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 運送取次事業の継承の届出
- 手続根拠 : 貨物運送取扱事業法第32条の2第1項
貨物運送取扱事業法施行規則第32条
- 手続対象者 : 運送取次事業を譲り受けた者、相続人、合併後存続する法人、合併により設立された法人、分割によりその事業の全部を継承した法人
- 提出時期 : 継承の日から30日以内
- 提出方法 : 継承届出書を作成し、下記へ提出してください。
・自動車運送取次事業：陸運支局輸送課
・鉄道運送取次事業：地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課）
・内航海運運送取次事業：海運支局又は地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（兵庫県に係るものにあつては、神戸海運監理部運航部輸送課。沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課）
・国内航空運送取次事業、国際航空運送取次事業、外航海運運送取次事業：総合政策局複合貨物流通課
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 貨物運送取扱事業法施行規則第32条第2項、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：

総合政策局複合貨物流通課	03 - 5253 - 8301
北海道運輸局貨物運送取扱事業課	011 - 290 - 2744
東北運輸局貨物運送取扱事業課	022 - 791 - 7532
新潟運輸局貨物運送取扱事業課	025 - 244 - 7579
関東運輸局貨物運送取扱事業課	045 - 211 - 7250
中部運輸局貨物運送取扱事業課	052 - 952 - 8039
近畿運輸局貨物運送取扱事業課	06 - 6949 - 6449
中国運輸局貨物運送取扱事業課	082 - 228 - 3438
四国運輸局貨物運送取扱事業課	087 - 835 - 6366
九州運輸局貨物運送取扱事業課	092 - 472 - 2530
沖縄総合事務局陸運第一課	098 - 866 - 0061
神戸海運監理部輸送課	078 - 321 - 3143
陸運支局輸送課及び海運支局	管轄する地方運輸局へお問い合わせ下さい。

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ。

3. 手続情報

審査基準：貨物運送取扱事業法第18条第3項

標準処理期間：3ヶ月（地方運輸局を経由するもの又は地方運輸局へ照会を要する
ものにあつては、5ヶ月）

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）